

## 差止請求書

2020年12月22日

東京都中央区新川1-3-3 グリーンオーク茅場町7F  
株式会社Libeiro 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏（弁護士）  
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル  
秋野々町529番地ヒロセビル4階  
電 話 075-211-5920  
FAX 075-746-5207  
(担当) 理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、下記対象となる表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

Neve Crema+ (ネーヴェクレマ プラス)

(対象となる表示)

対象となる商品を「サンプル7日分 500円」「お試しセット(7回分) 500円」等と表示し、対象となる商品7日分だけを500円(税別)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

- 1 貴社が、ウェブサイトにおいて販売する「Neve Crema+ (ネーヴェクレマ プラス)」(以下「本件商品」という。)を購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、本件商品7日分だけを500円(税別)で購入する申込みが可能であるかのような広告がなされている。

しかし、実際は、消費者がこのような広告を見て申し込んだ場合には、「サンプルセット」の発送日から約10日後に通常製品が2個(1個あたり3980円(税別))発送され、さらにその後は30日ごとに通常製品2個が自動で発送されることとなり、サンプルセットを除いて3回の発送分を受け取らなければならないという定期コースに申し込むこととなっている。消費者がこの支払いを免れるためには、サンプルセット発送日から7営業日以内という極めて限定された期間に解約することが必要となっている。

従って、対象となる商品7日分だけを500円(税別)で購入する申込みが可能であるかのように示す取引条件の表示は、実質的に見れば、実際のもの(最低3回の発送分の購入が必要となる定期コースの申込みとなる)とは異なる表示である。

また、貴社ホームページで、上記コースに申し込んだ場合には、購入確認画面の表示もなく、消費者の誤認を助長・強化しているというべきである。

- 初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のように、「サンプル」「お試し」などと強調して表示しながら、実際には複数回分の購入が必要となる定期コースへの申込みをさせることは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。
- 2 従って、貴社ホームページの表示は、本件商品7日分だけを500円（税別）で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法30条1項2号）に該当する。
  - 3 よって、当法人は、貴社に対し、上記表示につき、景品表示法30条1項に基づき、その停止を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所）京都地方裁判所

差出人 〒604-0847

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階

内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク理事長 野々山宏

受取人 〒104-0033

東京都中央区新川1-3-3グリーンオーク茅場町7F

株式会社Libeiro 御中

